

一般競争入札の実施について

事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁）第6条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和 2年 8月 25日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 安田 直浩

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 (件) 名 | 加納新本町 2 丁目ほか配水管布設替工事
(電子入札対象案件) |
| (2) 目 的 場 所 | 岐阜市加納新本町 2 丁目ほか 5 地内 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和 3年 2月 5日 |
| (4) 契 約 の 種 類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和 2年 9月 23日 |
| (7) 概 要 | 水道施設工事
ダクタイル鋳鉄管布設工
・GX ϕ 75 L = 11.4 m
ポリエチレン管布設工
・HPPE ϕ 50 L = 389.5 m |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 水道施設工事業に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- (2) 岐阜市内に本店を有すること。ただし、本店が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (3) 岐阜市指定給水装置工事業業者の指定を受けていること。
- (4) 岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領(平成16年4月1日決裁)に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、水道施設工事とする。
- (5) 最新の経営事項審査における水道施設工事の**総合評定値及び主観点数の合計が600点以上**であること。
- (6) 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡しの済んだ工事で、**水道施設工事の請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）1,300万円以上（1工事）の元請施工実績**を有すること。
- (7) 次の条件を満たす配管技能者を施工時に配置できること。
 - ①公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会 I を受講済みで同協会の耐震継手配水管技能者として登録されていること。
 - ②配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン配管施工講習会受講者

なお、配管技能者は(8)の現場代理人、主任技術者を兼ねることはできないものとする。

(8) 現場代理人及び次の要件をすべて満たす主任技術者を本工事に配置できること。

なお、現場代理人は主任（監理）技術者を兼ねることができる。

① 主任技術者は水道施設工事の主任技術者としての資格を有すること。ただし、技術士については上下水道部門に限る。

② 入札参加資格申請の日以前3か月以上の雇用関係にある者。

3 一般競争入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 2年 9月 10日（木） 午前 9時 30分

(2) 場 所 岐阜市祈年町4丁目1番地
岐阜市上下水道事業部 3階 第3会議室（入札室）

(3) 電子入札システムの応札期間

令和 2年 9月 8日（火） 午前9時から

令和 2年 9月 9日（水） 午後4時まで ※電子入札運用時間に限り

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。

4 前払金の有無 有

5 予定価格 25,294,500円
(消費税及び地方消費税10%を含む)

6 最低制限価格

本件は、岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施試行要領（平成23年3月31日決裁）第2条に規定する対象工事である。

7 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請書の提出による。

申請書受付期間 令和 2年 8月 25日（火） から

令和 2年 8月 31日（月） まで

8 質疑応答

(1) 質問書提出期間 令和 2年 8月 25日（火） から

令和 2年 8月 31日（月） まで

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、以下の期日までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

質問回答期日 令和 2年 9月 3日（木）

9 その他

(1) 入札書等の提出については次のとおりとする。

① 一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び工事費内訳書は電子入札システムにより提出すること。

② 設計図書等の資料は電子入札システムにより供与するものとし、質問書は上下水道事業政策課契約係に提出すること。

(2) その他、特記の無い事については一般競争入札の共通事項についてのとおりとする。